



町県民税の問い合わせ
市民税課 ☎46-1372

確定申告と消費税申告の問い合わせ
気仙沼税務署 個人課税部門 ☎22-6780



この申告は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税の計算や所得証明などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備し、正しく申告しましょう。

所得税の申告受付が始まります

収入状況届出書

町県民税の申告は2月9日（木）から3月15日（木）まで、税務署での確定申告受付は2月16日（木）から3月15日（木）までです。期限近くになると大変混み合いますので、できるだけ早めに申告しましょう。

申告受付会場

申告受付会場は、地域ごとに対象地区を指定しています。別途配布の日程表をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告されますようお願いします。

※指定日に来場できない方のために予備日を設けていますが、予備日は特に混雑しますのでご注意ください。

申告前にご確認ください。
○印鑑
○年金または給与の源泉徴収
○年金または給与の源泉徴収
申告会場にお出でいただく際には、次のものを必ず持参されますよう事前にご確認ください。
○町から送られた収入状況届出書

※農業を営んでいる方は、農協または漁協から交付された年間取引額證明書を持参してください。
○各種所得控除を受ける場合は、控除の内容が分かるもの（医療費の領収書、各種保険料の證明書、障害者手帳など）
○医療費控除を受ける場合は、平成23年分の支払額を事前に集計願います。なお、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはなりませんのでご注意ください。
○税務署から確定申告書の用紙が送付されている方は、その確定申告書

・扶養控除の見直しに伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（改正前：40万円）に引き上げられました。

※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票の原本が必要になります。お手元がない場合は、事前に年金事務所または給与の支払を受けください。

○所得税の還付が見込まれる方は、振込先の口座番号（本人名義）

扶養控除の改正について

・平成23年分所得税から年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。）に対する扶養控除については、上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は年齢16歳以上の扶養親族とされました。